

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年3月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例（平成20年12月25日京都市条例第24号）の施行期日は、平成21年4月1日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）